

施策目標 3

性の尊重と異性間の暴力の根絶

□ 施策の方向

- 1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 2 暴力を否定する社会的認識の徹底
- 3 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実
- 4 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築

朝霞市男女平等推進条例

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を行ってはならない。

1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

現状と課題

男性も女性も、安全で満足のいく生活を送り、子どもを産むか産まないかを自ら選び、安全な妊娠・出産をするなど、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）が尊重されることは、男女平等社会の前提です。

人工妊娠中絶件数・人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）の総数は、件数・実施率ともに総じて減少傾向にあります。また、HIV感染者累計数について、感染が報告された時点の年齢をみると、20歳代が全体の3割を占めているなど、望まない妊娠や感染症などで若年の女性の健康と権利がおびやかされています。

性と生殖に関する健康と権利の考え方について男女がともに高い関心を持ち、正しい知識・情報を得、認識を深めるための施策を推進することが課題です。

主要な施策

◆性と生殖に関する健康と権利の考え方の普及

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
関連施設へのリーフレットの設置を拡大するとともに、市独自のパンフレット等の作成を検討します。人権の視点からとらえた性と生殖に関する健康と権利の考え方の普及に努めます。	人権庶務課 健康づくり課	充実	○	継続

◆思春期の保健対策の推進

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
望まない妊娠、性感染症等の予防などについて健康教育の充実を図るとともに、喫煙、飲酒、薬物乱用などの思春期の健康をおびやかす問題について取り組みます。	人権庶務課 健康づくり課 教育指導課	充実	○	継続

◆男女の健康管理の支援

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
女性のヘルスチェックを周知するとともに、男女双方の健康課題についてのニーズ把握と、それに対応した健康管理を支援する事業を推進します。	健康づくり課	充実	○	継続



性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の一つとして認識されるにいたっています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

現在、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

出典：男女共同参画関連用語（内閣府男女共同参画局）

2 暴力を否定する社会的認識の徹底

現状と課題

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年10月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。また、平成16年12月には保護命令の対象を元配偶者にも拡大した改正法が施行されるなど、配偶者等間での暴力を重大な人権侵害ととらえ、被害者救済の強化が図られました。さらに、平成20年1月DV防止法改正により、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止と被害者の救済を一層進められることとなり、市町村にも「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」策定を努力義務としました。

埼玉県は「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、朝霞市は平成22年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を策定しました。

しかし、「市民意識調査」で、暴力を受けた経験の有無別に女性の相談状況をみると、暴力を繰り返し受けている層では“相談しない”（「相談できない（できなかった）」＋「相談するつもりがない（しようと思わなかった）」）が、3～4割を超える高い割合になっています。また、暴力を受けても相談しない理由として、女性の場合は「相談するほどのことではない」「相談しても無駄だと思う」「自分に悪いところがあると思った」などが約3割と高く、依然として声を上げにくく潜在化する傾向が現れています。

今後は、身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含めた異性間の暴力を許さない社会的な共通認識を徹底することが課題です。また、互いの人権や生き方を認めるとともに、自分を大切にするなど、人権についての教育の推進が課題です。

配偶者等から暴力を受けた経験（性別）

上段：女性の値／下段：男性の値（％）

		何度もあった	1,2度あった	まったくない	無回答
①	命の危機を感じるくらいの暴行を受ける	1.0	2.6	88.0	8.5
		0.3	0.3	89.9	9.5
②	医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける	0.6	2.4	87.2	9.8
		0.3	0.9	88.8	10.1
③	大声でとられたり、すぐに暴力を振るわれる	4.7	9.3	77.2	8.9
		2.0	3.4	84.2	10.3
④	嫌がっているのに性的な行為を強要される	2.8	6.1	81.7	9.4
		0.0	0.3	89.4	10.3
⑤	見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	0.4	1.8	88.8	9.1
		0.0	0.3	89.7	10.1
⑥	避妊に協力しない	2.6	4.1	83.9	9.4
		0.3	1.1	87.9	10.6
⑦	何を言っても無視され続ける	3.0	8.9	78.9	9.3
		2.9	6.6	79.6	10.9
⑧	交友関係や電話、郵便物を細かく監視される	2.2	5.7	83.7	8.5
		1.1	4.3	83.9	10.6
⑨	「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」とか言われる	4.1	7.7	79.5	8.7
		1.1	2.3	85.6	10.9
⑩	外出をさせない	1.4	2.2	87.6	8.9
		0.3	0.6	88.5	10.6
⑪	生活費を渡さない	2.8	2.6	85.8	8.9
		0.3	0.3	88.8	10.6
⑫	危害の不安・恐怖を感じるような脅迫を受ける	1.6	2.8	86.6	9.1
		0.3	0.9	87.9	10.9

資料：「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」（平成22年6月実施）

主要な施策

◆異性間暴力が犯罪であることの周知（重点プロジェクト）

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
学校、家庭、地域、職場等において、異性間の暴力が犯罪であることの周知に努めます。	人権庶務課 職員課 教育指導課 生涯学習課 公民館	充実 重点P	○	継続

◆人権についての教育の推進

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
子どもの時から、互いの人権や生き方を認め、自分を大切にすることを推進するとともに、女性に対する暴力をなくす運動*（毎年11月12日から11月25日）の取り組みなどにより人権についての教育を推進します。	全庁 人権庶務課 教育指導課 生涯学習課 公民館	充実	○	継続

3 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実

現状と課題

「女性保護の状況」によると、近年の朝霞市の女性保護に関する相談内容では配偶者からの暴力が最も多くなっています。「暴力」についての「女性総合相談」件数は、「女性総合相談の推移」によると、平成21年度では13件ですが、「市民意識調査」結果における配偶者等による暴力の被害女性数からみると、相談という形で顕在化しているのは氷山の一角にすぎない状況です。

「朝霞市男女平等推進条例」（第21条、第22条）では、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止と被害者の救済の促進のほか、「セクシュアル・ハラスメントその他の性別による差別と暴力の防止に努めるものとする。」と異性間におけるあらゆる暴力の防止を規定しています。

異性間におけるあらゆる暴力は犯罪であり、決して許されない行為です。「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」に基づき被害者が相談しやすい体制の整備、暴力の発生を防ぐ環境づくりなど、異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実が求められています。

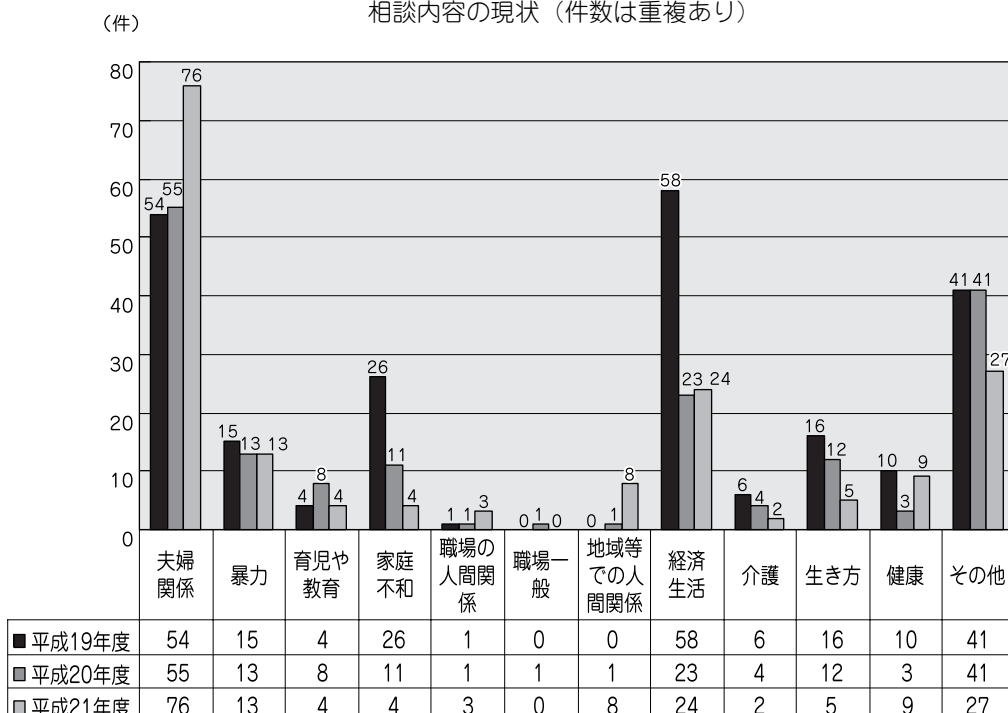
施策目標3

女性保護の状況

年度	件数	内 容	うち被保護者
13	4	DV（2件）、セクシュアル・ハラスメント、経済問題、家庭不和等	2（人）
14	5	DV（2件）、離婚問題、経済問題、母子生活等	1
15	4	DV（2件）、配偶者行方不明、経済問題、離婚問題等	1
16	5	DV（2件）、配偶者の逮捕、経済問題、離婚問題等	1
17	4	DV（3件）、経済問題等	1
18	5	DV（4件）、居所なし	5
19	14	DV（13件）、離婚問題等	2
20	3	DV（2件）、離婚問題等	0
21	38	DV（28件）、経済問題、介護者からの虐待等	21（9件）

女性総合相談の推移

相談内容の現状（件数は重複あり）



① 主要な施策

◆相談体制の充実（重点プロジェクト）

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
相談窓口、男女平等苦情処理委員などの周知に努めるほか、相談担当者の研修や専門的な人材の確保、関係機関との連携など、「女性総合相談」機能の充実に努めます。また、電話やインターネット等による匿名で相談できる体制づくりを検討します。	人権庶務課 地域づくり支援課	充実 重点P	○	継続

◆暴力の発生を防ぐ環境づくり

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
地域における被害者の早期発見体制の充実と暴力に対する対応策の習得、職場等でのセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進など、暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めます。	全庁 人権庶務課 職員課 危機管理課 福祉課 教育管理課 教育指導課	充実	○	継続

4 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築

現状と課題

「市民意識調査」によると、精神的暴力、性的暴力、身体的暴力、経済的暴力を経験している女性はそれぞれ1割弱です。また、暴力を受けた場合の相談先は「家族・親戚」、「友人・知人」が多く、公的な相談窓口の利用はまだ低い割合です。

「朝霞市男女平等推進条例」（第21条）では、関係機関等と連携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止及び被害者の救済の促進を図り、また、そのために市民等に対し、必要な支援に努めると規定しています。

現在、「女性総合相談」の相談をスムーズに保護や解決につなげるよう「女性総合相談庁内連絡会」を立ち上げ、庁内の連携を図っています。さらに、平成22年には「庁内DV対策連携会議」を設置し一時保護体制をより充実させています。

緊急一時保護の必要が生じた場合には、庁内関係各課が速やかにケース検討会議に参加するなど、支援体制の整備を進めることが課題です。

身体的暴力・性的暴力・精神的暴力・経済的暴力による被害状況（女性のみ）

上段：22年度調査の値 下段：20年度調査の値(%)

	何度もあった	1、2度あった	まったくない	無回答
身体的暴力の被害	2.1	4.7	84.1	9.1
	3.8	7.8	86.4	2.0
性的暴力の被害	1.9	4.0	84.8	9.3
	4.9	6.3	85.3	3.5
精神的暴力の被害	2.4	5.4	83.3	8.9
	5.5	7.7	84.1	2.7
経済的暴力の被害	2.8	2.6	85.7	8.9
	9.0	4.0	85.1	1.9

資料：「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」（平成20年7月及び平成22年6月実施）

暴力を受けた場合の相談先

(%)

	平成22年度調査			平成20年度調査		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性
1 家族・親せき	66.7	68.5	33.3	54.2	54.5	50.0
2 友人・知人	59.6	61.1	33.3	72.9	72.7	75.0
3 警察	5.3	5.6	0.0	12.5	9.1	50.0
4 市役所窓口・女性総合相談	1.8	1.9	0.0	6.3	4.5	25.0
5 民生委員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6 人権擁護委員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7 婦人相談センター（配偶者暴力支援センター）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8 その他の公的機関	3.5	3.7	0.0	2.1	2.3	0.0
9 弁護士	5.3	3.7	33.3	8.3	9.1	0.0
10 医師・カウンセラー	3.5	3.7	0.0	6.3	4.5	25.0
11 民間の相談機関	1.8	1.9	0.0	2.1	0.0	25.0
12 家庭裁判所	5.3	3.7	33.3	10.4	11.4	0.0
13 電話・インターネットによる相談	3.5	3.7	0.0	—	—	—
14 その他	3.5	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」（平成20年7月及び平成22年6月実施）

① 主要な施策

◆庁内の保護・支援体制の確立（重点プロジェクト）

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
「女性総合相談庁内連絡会」、「庁内DV対策連携会議」の充実など関係各課の連携強化を図り、迅速に被害者等が必要とする支援ができるように努めます。	人権庶務課 総合窓口課 福祉課 子育て支援課 長寿はつらつ課 健康づくり課	充実 重点P	○	継続

◆関係機関と連携した被害者の保護、自立支援（重点プロジェクト）

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
埼玉県婦人相談センターや民間被害者支援団体等と連携し、官民協働による被害者の一時保護態勢の拡充・強化、自立支援の充実に努めます。	人権庶務課 福祉課 子育て支援課 長寿はつらつ課 健康づくり課	充実 重点P	○	継続

◆「配偶者暴力相談支援センター」の設置（重点プロジェクト）

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
相談、被害者の安全確保、自立支援、情報提供、助言、関係機関との調整などの機能を担い、DV相談に係る各種業務のさらなる充実に努めます。	人権庶務課	新規 重点P	—	○

もしも自分がDVを受けていると思ったら迷わず相談してください。

- 市や県ではDV以外の相談も受け付けています。

◆朝霞市の相談窓口……面接相談（配偶者暴力相談支援センター DV 相談及び心配ごと相談は電話相談も可）

名 称	日 時	場 所	受 付
DV 相談	月～金曜日 午前 8 時30分～ 午後 5 時15分 専門の相談員による相談 毎週火曜日 (祝日の場合は月曜日) 午前 9 時～午後 5 時	市役所 3 階 人権庶務課 ☎463-2697 3 階 相談室 相談専用 ☎463-0356	先着順 予約不要
女性総合相談	毎週木曜日 (祝日の場合は水曜日) 午前10時～午後 3 時	市役所 1 階 市民相談室	先着順 予約不要
人権相談	毎月第 1 月曜日 (祝日の場合は翌週の月曜日) 午後 1 時～ 4 時		
法律相談	毎週水・金曜日 午前10時～正午 午後 1 時～ 3 時	市役所 2 階 相談室	予約制 1 人30分
		地域づくり支援課へ予約	☎463-2648
心配ごと相談	毎週金曜日 午後 1 時30分～ 3 時30分 対面相談 第 1 ・ 3 ・ 5 金曜日 電話相談 第 2 ・ 4 金曜日	溝沼老人福祉センター 1 階 相談室 ☎486-2485 相談専用 ☎486-2525	先着順 予約不要

◆埼玉県の相談窓口……電話相談及び面接相談

名 称	日 時	場 所	受 付
配偶者暴力相談支援 センター DV 相談	月～土曜日 午前 9 時30分～ 午後 8 時30分	婦人相談センター DV 相談室	面接相談は予約制 ☎048-863-6060
	日曜日、祝日 午前 9 時30分～午後 5 時	DV 専門の相談室です。	
WithYou さいたま 男女共同参画推進 センター相談事業	月曜～土曜日 午前10時～午後 8 時30分 (祝日・第 3 木曜日を除く)	With You さいたま 男女共同参画推進センター	面接相談、 専門相談は予約制 ☎048-600-3800
		インターネット相談有り http://www.withyou-saitama.jp	
福祉事務所相談	月～金曜日 午前 9 分～午後 4 時	西部福祉事務所	☎049-283-6780

◆警察……電話相談（警察署は面接相談も可）

名 称	日 時	場 所	受 付
朝霞警察署(生活安全課)	月～金曜日 午前 8 時30分～ 午後 5 時15分	朝霞警察署 朝霞市幸町 2 - 6 - 9	☎048-465-0110 緊急時は夜間対応
犯罪被害ホットライン	月～金曜日 午前 8 時30分～ 午後 5 時15分 (祝日を除く)	埼玉県警察犯罪被害者 相談センター	☎0120-381858
けいさつ総合相談センター 相談事業	月～金曜日 午前 8 時30分～ 午後 5 時15分 (祝日を除く)	けいさつ総合相談センター	☎048-822-9110 または #9110

◆その他の機関……電話相談

名 称	日 時	場 所	受 付
女性の人権 ホットライン	月～金曜日 午前 8 時30分～ 午後 5 時15分 (祝日を除く)	さいたま地方法務局	☎0570-070-810